

04 総務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 拡充提案・関連提案に係る規制の種別(番号・名称) | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府県からの提案に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | プロジェクト名 | 管理番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係府県 | | |
|---------|------------------------------|---|--|--|--|---|-------|--|--|---|-----------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------|-----|-----|
| 0420070 | 障害者雇用促進のための自治体随時契約理由の緩和 | 【地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項】 【地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項】 | 〇地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)契約の締結 第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随時契約又はせり売りの方法により締結するものとする。 2 前項の指名競争入札、随時契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。 3~6 (略) 〇地方自治法施行令(昭和二十二年政令第16号)(随時契約) 第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随時契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃賃借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき。 二 不動産の買入又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるための必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき。 三 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五條第三項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「障害者支援センター」という。)、同条第二十二項に規定する障害者福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害者福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第百四十四号)第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。))において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害者福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一條第一項に規定するシルバー人材センター(以下この号において「シルバー人材センター」という。))の事業の企画・実施に関する業務を委託する契約又は毎時及び事務委託法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六條第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業にも係る業務の提供を受ける者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する専業主婦であるものに係る業務の提供を受ける当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約をいう。 四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として政府省庁で定めることにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をいうとき。 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。 七 特別に出して早く有利な価格で契約締結することができると認められるとき。 八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し入札者がいないとき。 九 落札者が契約を締結しないとき。 2~4 (略) | | 自治体政策目的による随時契約の要件に、法定雇用障害者数以上の障害者雇用を複数年次にわたり継続して達成している一般事業主が行う事業でその事業に使用される者が一定数以上の障害者であるものに業務を委託する契約を加えるよう緩和する。 | 提案理由: 障害者福祉に関する自治体随時契約については、障害者支援施設から役務の提供を受ける契約などについては、すでに、政策目的随時契約として認められているところであり(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)、これ以外、他の随時契約要件のいずれかに該当しない限り認められてきた。 本提案を実現することで、障害者雇用実績のある一般事業主に対する自治体の業務委託発注が容易になることが期待され、これにより一般事業主における障害者雇用の取り組みが促進されることが期待でき、もって、地域における障害者の雇用安定と自立促進に寄与できるものと考えられる。 代替措置: 他の自治体政策目的随時契約と同様に、法令の定めるところにより、契約手続を普通地方公共団体の規則で定めることとすることで、適正な随時契約制度の確保が図れると考えられる。 なお、詳細は別紙「提案主体の補足資料」で申し述べます。 | C | | 地方公共団体の契約の方式は、機会均等、競争性、公正性、透明性及び経済性を最も担保することができる一般競争入札を原則としており、競争入札によることよりも随時契約によることが経済的かつ合理的に契約の内容を達成できると客観的に認められるような場合に限り、随時契約が認められることとする。 ご提案いただいた随時契約事由は、営利法人が随時契約の相手方となることを認めるものであり、経済性の観点から地方公共団体にとって客観的に有利と認められないことから、これを随時契約事由とすることは認められない。 右提案者からの意見及び補足資料の内容を踏まえ、再度検討し回答された。 なお、回答にあたっては、自治令第167条の2第1項第3号及び第4号において、契約の相手方として営利法人を想定しているものがあることから、「営利法人」であることを理由に「随時契約事由」とすることは認められないという回答では不十分であることに留意されたい。 (詳細は、補足資料で申し述べます。) | | | | | | 1 0 1 6 0 1 0 | 株式会社世田谷サービス公社 | 東京都 | 総務省 |
| 0420080 | コンテナ型データセンターの消防法に関する規制の緩和 | 消防法第17条第1項 | 消防用設備等(消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備等をいう。以下同じ。))については、防火対象物の規模、構造、用途に応じて、設置、維持しなければならない。 ※ 防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくは丸に築留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するものをいう。 | | 特区地域内に立地するコンテナ型データセンターにあっては、消火設備は自主設置扱いとする。 | コンテナ型データセンターは、コスト抑えられることが大きな優位性となっており、海外企業を中心に増加している。 これを国内に設置する場合は、消防法上の「防火対象物」に該当し、消防設備等の設置が義務づけられ、これによりコストが増大してしまい、データセンター立地の大きな障害となる。 よって、コンテナ型データセンターについては、手続を簡素化して自主設置扱いとすれば、コンテナ型データセンターの立地促進・集積を実現できると考えられる。 なお、複数のコンテナがダクトを用いて配線接続されているような場合であっても、各コンテナが構造的に独立しているのであれば、消防用設備等の設置単位はコンテナごとになることが一般的であると考えられる。 | D | | 消防用設備等の設置単位は棟ごとを原則とする基準を示されたい。 | | データセンター集積プロジェクト | 1 0 2 1 0 3 0 | 青森県 | 青森県 | 総務省 | | | |
| 0420090 | 認可地縁団体の通常総会の解釈の緩和 | 地方自治法第260条の13 | 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならないとされている。 | 地縁団体に係る地方自治法第260条の13、構成員の通常総会についての解釈の拡大 | 現在、新たな公共の担い手として、NPO法人、地縁団体及びその他の団体の活動が目まぐるしく行われている。本市では、高齢化の進行に伴い、特に山間部では限界集落と云われる集落も出てきている。そのため、集落が新たな公共の担い手になりにくい状況である。そこで、平成19年度に町内を7地区に分け、住民自身が地域の自治を担う地域振興協議会を、議会の議決を経て条例を制定し設立した。同協議会では防災や福祉、産業、環境、コミュニティなど幅広い分野で、住民自らが地域課題の解決に取り組む成果を上げるとともに、住民の自治意識も高まってきた。 設立から3年が経過した7つの地域振興協議会においては、近年、地縁団体として法人格を取得する機運が高まってきている。この背景には、法人格を取得することで、土地、建物などを協会で保有し、更なる活動の充実を目指す目的がある。具体的には、所有権が放棄された空き家や空き店舗を、協会で活用する計画があるなどである。 そこで、本市においては地域振興協議会を町長の告示により地縁団体として認可し法人格を付与し、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行ってほしい。その場合、2000人規模の構成員で総会を開催することは困難であるため、地縁団体の議決権範囲である総会を、協議会を構成する集落の代表である評議員からなる評議会に替えることが出来るよう、地縁団体に係る地方自治法第260条の13、構成員の通常総会についての解釈の拡大を提案する。 | D | | 当該認可地縁団体の規約等において実務上の執行に関する事項等を役員に委任することができ、かつ、再度検討し回答された。 合わせて、すべてを委任することができないとするならば、役員に委任することができるとした事項等については、その理由とともに具体的に示された。 | 右提案者からの意見を踏まえ、地方自治法260条の13に規定される通常総会の開催を代表者による役員に委任することができる。また、すべての決議を役員に委任することができる。また、再度検討し回答された。 合わせて、すべてを委任することができないとするならば、役員に委任することができるとした事項等については、その理由とともに具体的に示された。 | | | | 1 0 2 7 0 0 0 | 南那部町 | 鳥取県 | 総務省 | | |
| 0420100 | コンテナ型データセンターに係る建築基準法及び消防法の緩和 | 消防法第17条第1項 | 消防用設備等(消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備等をいう。以下同じ。))については、防火対象物※の規模、構造、用途に応じて、設置、維持しなければならない。 ※ 防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくは丸に築留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するものをいう。 | コンテナ型データセンターの迅速かつ柔軟な事業展開を促すため、下記事項を要する。 ①コンテナ型データセンターを建築物扱いしない ②①が建築物扱いとなる場合、コンテナ型データセンター設置にあたっての建築確認申請を免除し簡素化する ③コンテナ型データセンターの火災警報や消火装置の設置を不要とする | 【実施内容】 ①コンテナ型データセンターを建築物扱いしない ②①が建築物扱いとなる場合、コンテナ型データセンター設置にあたっての建築確認申請を免除し簡素化する ③コンテナ型データセンターの火災警報や消火装置の設置を不要とする 【提案理由】 我が国産業界の国際的な競争力維持のためには、クラウドコンピューティングの進展等に対応できる、より大型でコストメリットがあるデータセンターの国内立地が必要である。 しかし、移設・増設が容易なため近年注目されているコンテナ型データセンターを設置する場合、わが国の現行制度ではコンテナが建築物と見なされるため建築確認申請や消防用施設等の設置が義務づけられ、迅速な設置を妨げている。 茨城県は電力移転先であり、安価で安定した電力を供給できること、首都圏に近接し交通アクセスも優れていること、活断層がない安定した地盤の上に企業の多様なニーズに適合する安価な業務用地が数多く存在するなど、国内有数のデータセンター進地といえる。法の趣旨に添った安全基準が設けられる一定の条件を満たす用地への立地については、上述の規制等を見直すことにより、データセンターの効率的な集積が図れる。 【代替措置】 コンテナ型データセンターは、常時遠隔監視されていること(メンテナンス時を除き人が近づかないこと)と、設置場所は強固な地盤の上に整然と整備され、周辺を緩衝帯で囲ったものであること | D | | コンテナが随時かつ任意に移動できない状態にあり、建築物として扱われる場合には、消防法上の防火対象物となり、防火対象物の規模、構造等に応じ、消防用設備等を設置しなければならない(例えば、一般の事務所等の場合、延べ面積300㎡以上で消火器具の設置が必要など)。 ただし、消防用設備等の設置単位は棟ごとを原則としているため、いわゆるコンテナ型データセンターについて、各コンテナが構造的に独立しており、かつ、その床面積が30㎡程度である場合には、消防用設備等の設置対象に該当しないことが一般的であると認められる。 なお、複数のコンテナがダクトを用いて配線接続されているような場合であっても、各コンテナが構造的に独立しているのであれば、消防用設備等の設置単位はコンテナごとになることが一般的であると認められる。 | 右提案者からの意見を踏まえ、現状セルフ式スタンドでの給油が認められない乗り物等について、給油を可能にするためにクリアすべき要件とその実施主体を示すとともに、セルフ式ガソリンスタンドにおける①~④をトレーラーに搭載した状態での給油の可否とその理由を明示されたい。 | | | | 1 0 2 9 0 1 0 | 茨城県 | 茨城県 | 総務省 国土交通省 | | |
| 0420110 | セルフ式スタンドにおいて給油可能となる条件の明確化 | 危険物の規制に関する政令第17条第5項 危険物の規制に関する規則第28条の2の4 | 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(セルフガソリンスタンド)は、顧客に自ら自動車又は原動機付自転車で給油させることができる施設とする。 | | 現在セルフ式ガソリンスタンドでは、車両以外への給油は認められていないが、なぜ認められないのか判断基準が明確に示されていない。そこで、給油が可能となる判断基準を明確化する。 | これまで、セルフ式スタンドにおいて、車両以外、例えば水上バイクについても給油することが可能となる。給油が可能となる判断基準について明確化していただくよう提案をさせていただきますが、論点がかみ合わず、納得する回答を得られていないのが現状です。 そこで今年一度、誰もかわらぬように、セルフ式スタンドにおいて、顧客自ら給油することが可能となる判断基準を明確化するよう提案いたします。 また、次に掲げるものをトレーラーに搭載し、セルフ式スタンドで給油が可能か否かについてご回答ください。なお、回答にあたっては、それぞれ回答いただき、なぜそのような判断となったのかについても併せてご回答ください。 ①重工作業機械(発電機)を動力とするナンバー無モトクロスバイク②ナンバー有モトクロスバイク③ボート④水上バイク | C | | 構造改革特区(第16次)提案の際に既に回答したとおり、セルフ式ガソリンスタンドにおいて、自動車又は原動機付自転車以外の給油が可能な明確化とは、給油ができる車両への給油と比較して、その行為自体が、同等以上の安全性を確保していることと認められる場合である。具体的には、(ア)セルフ式ガソリンスタンドにおいて、車両への給油を想定して設計されているセルフ式ガソリンスタンド側の安全対策が、車両以外の機器へ給油する場合にも有効に機能すること、(イ)給油を受け取る側の燃焼系が車両の場合と比較して増大したことが確認される必要がある。 また、セルフ式ガソリンスタンドにおいて、提案理由にあるトレーラーに搭載した状態で水上バイク等の顧客自らが行う給油については、上記判断基準を満足しない限り認められない。 | 右提案者の意見を踏まえ、現状セルフ式スタンドでの給油が認められない乗り物等について、給油を可能にするためにクリアすべき要件とその実施主体を示すとともに、セルフ式ガソリンスタンドにおける①~④をトレーラーに搭載した状態での給油の可否とその理由を明示されたい。 また、併せて回答をお願いしたい①~④をトレーラーに搭載した場合の給油の可否、そして給油が認められない場合の理由をまだ回答いただけておりませんが、その回答もお示しください。よろしくお願いたします。 | | | | 1 0 4 3 0 1 0 | 個人 | 埼玉県 | 総務省 | |

04 総務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 拡充提案・関連提案に係る特例措置の番号・名称 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府県からの提案に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | プロジェクト名 | 管理番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係府県 |
|---------|---|--|--|------------------------|--|---|-------|---|----------------|-------|-------------------------------|----------------------------|-----------------|-------|-------------------------------------|------------|
| 0420120 | 防災整備事業における消防用設備の小型動力ポンプ積載車の全国標準積載仕様の標準化 | 平成22年度地方債同等基準(平成22年総務省告示第133号)平成22年度地方債同等基準運用要綱 | 消防防犯施設の整備に関する事業で、当該事業が実施される都道府県又は市町村の地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業のなかで、消防団に配備する消防ポンプ自動車について起債(防災対策事業債)を充当することができる。(購入する消防ポンプ自動車の仕様については指定していない。) | | 消防団による初期消火活動の機動性の向上を図るため、総務省消防防犯整備事業(初期消火資機材)において整備を図る消防団配備の小型動力ポンプ積載車の全国標準積載仕様の標準化を図る。 | 消防団による初期消火活動の機動性の向上を図るため、総務省消防防犯整備事業(初期消火資機材)において整備を図る消防団配備の小型動力ポンプ積載車の全国標準積載仕様の標準化を図る。また、大規模災害時における応援活動においても全国的な積載仕様の標準化を図る。また、災害現場における使用取扱説明も簡易化できるとともに、相互に活用ができ、即応力が向上する。 | C | 消防団に配備される小型動力ポンプ積載車の積載・仕様については、国が一律に基準を定めるのではなく、各市町村が気候・地勢・水利等の地域条件等を踏まえ、自ら判断されるべきものと考えているところ。今後、積載仕様の全国標準化へのニーズが高まるようであれば実施を踏まえた上で検討を行いたい。 | | | 見附市 SmartWellnessCity構築プロジェクト | 1 0 4 7 0 9 | 見附市 | 新潟県 | 総務省 | |
| 0420130 | 固定資産税に係る家屋評価における、㎡単価方式の早期導入 | 地方税法第388条、403条、固定資産評価基準(昭和39年1月28日自治省告示第3号)第2章第2節二及び三 | 地方税法では、固定資産税における固定資産の価格決定については、総務大臣が定める固定資産評価基準によって市町村長が行うものとされている。家屋の価格決定に当たっては、家屋の価格決定に当たっては、固定資産評価基準は、新増分家屋の再建築費評価点の算出方法を「部分別による再建築費評価点の算出方法」として規定している。 | | 地方税法に定める固定資産評価基準について、木造専用住宅の家屋評価に關する調査研究委員会の報告では、簡素化、客観性、公平性等いくつかの条件を付した上で「㎡単価方式」が最も適当な方式として選択されており、さらに具体化に向けて調査研究が進められているところである。 | 地方税法に定める固定資産評価基準について、木造専用住宅の家屋評価に關する調査研究委員会の報告では、簡素化、客観性、公平性等いくつかの条件を付した上で「㎡単価方式」が最も適当な方式として選択されており、さらに具体化に向けて調査研究が進められているところである。本市の家屋評価の水準を占める木造専用住宅の多くは、評価基準上ほぼ同様の資材・構造により建築されていることから、従来の方式を簡素化した「㎡単価方式」の導入は進んでいるものと考えられ、導入により、家屋調査事務の合理化だけでなく、調査時に立ち会いを要求される家屋所有者の負担軽減(調査時間の短縮)も期待できるところから早期導入を望むものである。 | D | 固定資産評価基準には、「比率による再建築費評価点の算出方法」が規定されており、当該規定に基づき、市内に所在する木造家屋を構造、積載、経年等に区分して設定した標準木造家屋の算出した㎡単価を用いて家屋評価を行うこと、資材においても現状既し可能である。また、その実施によって、提案理由にある家屋調査事務の合理化及び家屋所有者の負担軽減(調査時間の短縮)を図ることは十分に可能であると考えている。なお、総務省においても、現在㎡単価方式について研究しているところであるが、具体的な基準家屋等は、基本的に全国一律に同一のものを設定することが望ましいと考えている。 | | | 見附市 SmartWellnessCity構築プロジェクト | 1 0 4 7 1 0 | 見附市 | 新潟県 | 総務省 | |
| 0420140 | 「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様な自治体間の人事交流の促進 | | | | 社会情勢がめまぐるしく変化している現代において、民間企業を持つ市場ニーズの把握手法やブランド戦略、効率的な経営手法を活かすとともに、民間企業から見た行政規制等の課題を把握すること等により、地域の実状に応じた行政経営を効果的かつ機動的に行っていくことが必要である。 | 「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、国の官民交流法という。)と同様な自治体間の制度創設のことであり、具体的には、①地方公共団体から民間企業へ地方公務員が派遣される場合、その派遣期間中、地方公務員の身分を承継しながら、民間企業等から給与をもらうことができるようにすること。②地方公共団体に、期間を定めて提供される民間企業の社員が、不利益を被ることなく、公務員の身分を持って公務に就くことができるようにすること。③人事交流に関して人事委員会が関与する範囲は、各地方公共団体が、状況に応じて定めるものとする。 | D | 「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、国の官民交流法という。)と同様な自治体間の制度創設のことであり、具体的には、①地方公共団体から民間企業へ地方公務員が派遣される場合、その派遣期間中、地方公務員の身分を承継しながら、民間企業等から給与をもらうことができるようにすること。②地方公共団体に、期間を定めて提供される民間企業の社員が、不利益を被ることなく、公務員の身分を持って公務に就くことができるようにすること。③人事交流に関して人事委員会が関与する範囲は、各地方公共団体が、状況に応じて定めるものとする。 | | | | 1 0 4 7 1 0 | 佐賀県 | 佐賀県 | 総務省 厚生労働省 | |
| 0420150 | 特定の回路を用いた場合の無線デバイスの技術基準適合証明・認証の必要性の緩和 | 電波法第4条 電波法第38条の6 電波法第38条の7第3項 | 技術基準適合証明等を受けた旨表示された無線設備(適合表示無線設備)のみを使用する無線局については、免許不要等の措置を受けることができる。 | | 特定の回路やチップを用いた場合の実証実験の際には、認証不要で無線デバイスを利用可能とすることを求める。 | 2.4GHz等のISMバンドを利用する小電力無線デバイスを構築する際には、現在は、技術基準適合証明・認証が必要となる。実証実験を繰り返す際にはセンサーデバイスを再構築するたびに認証が必要となりコストが大きい。無線回路は通常標準的な構成で利用しているため、毎回の検査は不要である。 | D | 既に無線モジュールについての認証取得が可能となっており、既に認証を取得した無線モジュールを組み込んだ機器については、再度認証を取得する必要はありません。 | | | 豊田市次世代街づくりプロジェクト | 1 0 5 2 0 9 | 名古屋大学 | 愛知県 | 総務省 | |
| 0420160 | エコポイント宝くじ | ・罰法(第185条、第187条) ・不当景品類及び不当表示防止法 ・信託法 ・当せん金付証券法 | ・富くじの発売、富くじ発売の取次ぎ、富くじの授受の禁止 ・経済の現状に即応して、当分の間、当せん金付証券の発売により、浮動購買力を吸収し、もって地方財政資金の調達に資することを目的とする。 | | 第16次経済改革特区に湘南臨海圏が取得済みのビジネス特許のスキームによって立案提出したデジタルモデルプランに對して関係4省の回答はすべて立法以外に遅滞なしの回答であった。ゆえに各省の意向に沿うためにも立法化を図り、政府が求める地域産業活性化および経済活性化を推進されたい。 | ①エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化を止める ②2025年削減は、日本が世界に対して約束したマニフェストである。よって世界共通の目的を達成するための大業各分のために立案、協議実行する基本となるものである。 ③現在政府が求めているものは、内閣拡大の施策である 現在実行中の予算の中のポイント部分統一化を計る事によって、全国民に対してシンプルで分かりやすく、新たな形態の経済方針が示された事となる。本事業の推進によって、企業各社もエコポイントを実施する機会になると考えられる。いざいざ、国民に対して、夢と希望のロマンを与え、感動・感激・スルが口コミで広がり、国民の中へファッション的な経済思想を植えつけることが最大のテーマであると思ふ。 | C | エコポイントの交換商品としては、環境配慮型製品などを対象として、既に認証を取得した無線モジュールを組み込んだ機器については、再度認証を取得する必要はありません。 | | | エコポイント宝くじ | 1 0 5 1 0 | 湘南臨海圏 福井県工業局 | 福井県 | 総務省 法務省 経済産業省 国土交通省 環境省 | |

04 総務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府県からの提案に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | プロジェクト名 | 管理番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係府県 |
|---------|---|---|---|---------------------------|---|---|-------|---|---|---|---------------------------------|--|-------------------------|-----------|------|------------|
| 0420170 | ドクターカー業務における消防無線基地局間通信 | 電波法施行規則第3条第1項第1号、第4条第1項第1号及び同項第6号 | 互いの混信を排除しつつ周波数を管理するための国際的なルールとして、いずれの周波数帯についても、移動、固定、放送等といった無線通信の業務が定められている。これら業務の形態に応じて、無線局についても、固定地点間での無線通信を行うための固定局、移動地点と固定地点間の無線通信を行うための陸上移動局及び基地局等の区別がなされているところである。このうち基地局は、移動の業務に供する無線局であって、陸上移動局等との間で無線通信を行うものである。基地局相互間で無線通信を行う場合には、固定地点間の通信となることから、固定の業務に供する無線局としての免許を受けることを求めている。 | | 病院内の消防無線基地局と周辺消防本部の消防無線基地局との間で、ドクターカー出動の案件に関する通信ができるようにする。 | 岐阜県立多治見病院救命救急センターでは、平成20年道路交通法施行令の改正に伴って可能となった新型ドクターカーを周辺消防本部との協働活動として運用している。当該センターが行った特区提案をきっかけに、今春、多治見市が病院内に消防無線基地局が開設した。現時点では同基地局を利用、現地で出動したドクターカーや各消防の救急隊、救急隊、指揮隊などへ病院から医学的アドバイスを一斉送信して、有機的な医療活動を医療・消防が一体となって活動できるようにした。 しかし、この通信体系の中で病院内基地局と各消防本部基地局との直接通信については、基地局間通信にあたり法律上禁止されている。このため、業務に関する医療資源及び消防資源の情報を現場と病院及び各消防本部との間で無線による意思交換を行うことができない。 一部地域では、基地局と固定局との意思交換を得ることで消防本部基地局間の通信を解決しているようであるが、二重免許を取得することは関係する各消防本部すべてに新たな経済的負担(公費負担)を過重にかけることとなる。 本案、ドクターカー活動において消防無線のドクターカー移動局や病院基地局の使用が認められたことは、医療と消防が協働して救命活動を行うことを意図したものと解釈しており、この目的のために関係する基地局間の通信を認めていただきたい。 | D | - | 病院内基地局によらずとも、病院内に消防用陸上移動局を配置することで、関係する消防本部との間で通信が可能となります。この際には、各消防本部全てに新たな経済的負担が過重に課されることはありません。 | 右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | | 1 0 5 9 0 1 0 | 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院 | 岐阜県 | 総務省 | |
| 0420180 | コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向けた評価指標の確立 | | | | 情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、評価指標の確立を求める。 | 当該プロジェクトでは、気候面でデータセンター設置に適し、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有する岩見沢市において、日本産業の国際競争力強化を主題にコンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。 【プロジェクト内容】 ①データセンターに係る環境評価基準の明確化 ②環境配慮型データセンターとしての評価基準の明確化 データセンターの環境評価は、対象範囲(建物、設備、構成機器等)や手法(機能、ライフサイクル等々)、タイミング(最大負荷値、過平均)など評価条件が統一されず、環境性能比較が困難であり、電力効率DPPEなど共通評価指標策定に関する措置を願いたい。 | - | - | 総務省は、電気通信事業者団体等5団体によって構成される「ICT分野におけるエコロジーガイドライン協議会」の取組を支援しています。協議会が策定した「ICT分野におけるエコロジーガイドライン」では、データセンターの省エネルギーに関するデータ(測定条件等を明確にしたPUE等)を測定し、公表を進めることとしています。 現在、経済産業省においてデータセンターの新たなエネルギー効率指標について検討されているものと承知しており、その結果を踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しを促すなどの対応を行ってまいります。 | | 1 0 6 3 0 2 0 | 岩見沢市、(株)はまなすインフォーション、(株)リリス、(株)オラクル、ネットワシスシステムズ | 北海道 | 総務省 経済産業省 | | |
| 0420190 | コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向けた官民協働など利便促進措置 | 「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成19年3月1日 各府省情報化統括責任者連絡会議決定) | 「情報システムに係る政府調達の基本指針」は、各府省における情報システム調達について統一したルールを定め、調達における透明性や競争性の確保を図るものである。 | | 情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、官民協働など利便促進に向けた措置を求める。 | 当該プロジェクトでは、気候面でデータセンター設置に適し、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有する岩見沢市において、日本産業の国際競争力強化を主題にコンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。 【プロジェクト内容】 ①データセンターの利用促進に向けた取り組み ②官民協働利用など利便促進に向けた取り組み 「情報システムに係る政府調達の基本指針(政府調達ガイドライン)」等において、データセンター(ハード)とシステム(ソフト)の分離分割調達にデータセンター利用等が不明確であり、また、一括調達が多いことからデータセンターに関する環境配慮が困難な状況にある。このため、データセンター利用に配慮した分割調達の推進や環境評価基準に基づくデータセンター利用等を促進するため、統一的なガイドラインの策定を求める。 また、官民協働利用促進のため、行政(土木・建築等)、医療、教育等公益性の高いサービスに関するシステムの標準化を求める。 | C | - | 「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成19年3月1日 各府省情報化統括責任者連絡会議決定)は、各府省における情報システム調達について統一したルールを定め、調達における透明性や競争性の確保を図るもの。一方、本要望は、国内産業の国際競争力強化等の為、自治体が策定する施策に関するものであり、前指針の策定目的と合致するものではない。 なお、データセンター利用促進に関しては、環境評価基準等の必要な環境を整備していく予定。 | | 1 0 6 3 0 3 0 | 岩見沢市、(株)はまなすインフォーション、(株)リリス、(株)オラクル、ネットワシスシステムズ | 北海道 | 総務省 経済産業省 | | |
| 0420200 | 救命救急士による間接声門視認型硬性喉頭鏡(ANS)の使用 | 救命救急士法第44条 救命救急士法施行規則第21条 | 救命救急士による間接声門視認型硬性喉頭鏡(ANS)の使用の是非については、制度を所管する厚労省において判断されるもの。 | | 21世紀に入り、エアウェイスクープ®(以下AWSと略す・HOYA・旧PENTAX社製)や、エアトラック®(プリズム式・スベイン製)等の新しい気管挿管用具(間接声門視認型硬性喉頭鏡)が開発され臨床使用されている。日本麻酔科学会・臨床麻酔学会・日本救急医学会・蘇生学会などの関係学会ではここ数年、これらが、研修医や救命救急士などの実習結果として、従来の直接挿管よりも高い。救命救急士法では、間接視野で使用するANSは許可されない。複数の地域で、大学病院・救命救急センターとの連携を図り、十分な病院実習を救命救急士に行い、画像伝送装置を救命救急士に導入し、気管挿管を医師が後方支援する体制を整え、処置の安全性を担保した上で、特区対応で許可をいただき、実際の救命現場で救命救急士が間接声門視認型硬性喉頭鏡を使用することの是非を検討するための症例・データ集積をする。重むべくは、救命処置が可能な状態では心停止になるまで許可されないというおかしな、残念ながら他国と比べても後発と言わざるを得ない日本国内での「救命救急士の気管挿管」が、より安全に実施できる体制を確保することにより、近い将来に十分な国民の理解を得て拡充され、気管支喘息重症発作など心停止になる前に助けるべき患者において、命の連鎖が断たれることを期待している。 | - | - | 救命救急士による間接声門視認型硬性喉頭鏡(ANS)の使用の是非については、救命救急士法を所管する厚生労働省において判断されるものであるが、現行法令においてもメディカルコントロール体制の整備を行った上で実施することは可能であると認識している。 なお、平成22年度に、救命救急士によるANSを用いた気管挿管についての医学的安全性、有効性等に関する検証事業を行い、当該検証事業の結果を踏まえ、ANSの使用が認められる具体的な実施体制について検討を行う予定である。 | 右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 | 救命救急士の中には救命救急機関に所属し、病院所有の救命自動車患者搬送に従事するケースもあります。搬送時の患者状態悪化により、救命車内で処置が必要になる場合も十分考えられ、医師の同意がない場合など、搬送中などで、当該施設のMC医師のサポートの下、安全に気管挿管ができる体制が得られる場合には、当該MCのコントロールによるのではなく、当該救命機関の医師の具体的な指示のもとでのチューブ誘導機能を有する間接声門視認型硬性喉頭鏡の使用が現行法下でも可能との指摘がよろしいでしょうか？ | 1 0 6 5 0 1 0 | 日本歯科大学救命救急センター、岩見沢市、(株)はまなすインフォーション、(株)リリス、(株)オラクル、ネットワシスシステムズ | 北海道、東京都、長野県、岐阜県、香川県、大分県 | 総務省 厚生労働省 | | |